

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 麻生 栄作

1 日 時

令和7年3月4日（火） 午前10時33分から
午前11時59分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

麻生栄作、阿部長夫、岡野涼子、嶋幸一、福崎智幸、守永信幸、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 渡辺淳一、企画振興部長 若林拓、
会計管理者兼会計管理局長 馬場真由美、議会事務局長 小石昭人、
人事委員会事務局長 倉原浩一、監査委員事務局長 河野圭史ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）第15号議案、第42号議案のうち本委員会関係部分、第43号議案及び第56号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	秋本昇二郎
政策調査課調査広報班	主任	江川亜美

総務企画委員会次第

日時：令和 7 年 3 月 4 日（火）本会議終了後

場所：第 4 委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

（1）付託案件の審査

第 42 号議案 令和 6 年度大分県一般会計補正予算（第 6 号）（本委員会関係部分）

（2）その他

3 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局関係

（1）付託案件の審査

第 42 号議案 令和 6 年度大分県一般会計補正予算（第 6 号）（本委員会関係部分）

（2）その他

4 総務部関係

（1）付託案件の審査

第 42 号議案 令和 6 年度大分県一般会計補正予算（第 6 号）（本委員会関係部分）

第 43 号議案 令和 6 年度大分県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

第 15 号議案 大分県部等設置条例の一部改正について

（商工観光労働企業委員会へ合い議）

第 56 号議案 損害賠償請求に関する和解をすることについて

（2）その他

5 協議事項

（1）その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

麻生委員長 おはようございます。ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査を行います。

まず、第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、企画振興部関係部分について執行部の説明を求めます。

若林企画振興部長 おはようございます。麻生委員長をはじめ、委員の皆様には日頃から御指導をいただきありがとうございます。

それでは早速、私から第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、企画振興部に関係するものについて説明します。総務企画委員会資料の2ページをお開きください。

左から3列目、補正額（B）の一番下の合計（①+②）欄にあります。今回9,020万5千円の増額をお諮りするものです。左隣の既決予算額（A）の一番下にある59億9,754万9千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）+（B）は60億8,775万4千円となります。

今回の補正予算案は、主に歳出不用や節約による減額をするもの及び物価高騰などへの対応により一部の事業にて増額をお諮りするものです。それでは詳細について、担当課長から説明しますので、御審査よろしく申し上げます。

工藤おおいた創生推進課長 おおいた創生推進課関係の主なものについて説明します。同じく資料2ページの上から2番目、おおいた創生推進課の欄を御覧ください。

おおいたふるさと納税推進事業費2億9,019万7千円の増額です。個人版ふるさと納税については、昨年度の1,700万円余りから今年度は5,300万円余りと約3倍を見込んでいます。また、企業版ふるさと納税については昨年度の2,800万円余りから、今年度は

10倍の約2億9千万円の見込みとなっています。

ふるさと納税については一旦基金に積み立て、翌年度以降に寄附者が指定した事業に充当しています。このため個人版、企業版ともに大きく寄附額が伸びたことから、ふるさとおおいた応援基金への積立金を増額するものです。

次は、その下の地域活力づくり総合補助金2億6,293万5千円の減額です。

総合補助金については、各振興局が地元企業や地域をくまなく回り、新たな補助事業の掘り起こしを行っています。今年度の補助件数は昨年度の107件から92件に減少する見込みですが、金額ベースでは昨年度の1億9,411万円余りから、今年度は2億1,106万円余りとわずかに増額となる見込みです。総合補助金については補助事業者の自己負担が伴うため、近年は補助事業そのものが小規模化しており不用額が生じている状況です。

このため、来年度からは地域活力づくり総合補助金を地域未来創造総合補助金としてリニューアルし、新たに補助率を嵩上げた地域未来創造枠を設けるとともに、空き家ビジネス活用支援枠の限度額も引き上げ、補助事業者の使い勝手を改善した見直しを図ることとしています。

続いて、5ページをお願いします。

繰越明許費について説明します。赤枠の一番上、地域活力づくり総合補助金2,122万円です。これは、海外からの船便が燃料高騰のため便数が減少したことで資材の納入が遅延し、年度内に竣工することが困難となったことによるものです。

その下、日田彦山線BRT地域振興支援事業費426万8千円は、道路改良事業において地権者との用地交渉に不測の日数を要し、年度内の工事の設計が困難となったことによるものです。なお、これらについては、6月までに完了する予定です。

宮成芸術文化振興課長 芸術文化振興課関係の

繰越明許費について説明します。

資料5 ページ赤枠の一番下、県立総合文化センター機能向上改修事業費456万4千円です。本事業は県立総合文化センターの天井耐震改修工事とあわせて実施している、スタインウェイ製のピアノのオーバーホールについて、人員不足等の理由で海外工場からの部品調達が遅れており、令和6年度中の完了が難しい状況となったため、繰越明許費の承認をお願いするものです。

幸野交通政策企画課長 続いて、交通政策企画課関係の繰越明許費について説明します。資料の6 ページを御覧ください。

赤枠の一番上、ホーバークラフト利用促進事業費2,260万8千円です。これは、ホーバークラフトの定期就航が延期されたことにより、シャトルバスの運行等を開始できないことから、翌年度に繰り越すこととしたものです。

その下、ホーバーターミナルおおいた管理運営事業費2,194万3千円です。同じく、ホーバークラフトの定期就航が延期されたことにより、運航時の水しぶきの影響を確認するためのモニタリング調査を年度内に完了することが困難となったことから、翌年度に繰り越すこととしたものです。

田原地域交通・物流対策室長 地域交通・物流対策室関係の主なものについて説明します。資料の3 ページを御覧ください。

地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費3,202万6千円の増額です。これまで交通事業者への燃料高騰に対する支援については、国の激変緩和対策にあわせて、県でも令和4年4月から乗合バスやタクシー事業者に対して、燃料価格高騰前と高騰後の価格差の4分の3を上限に補助を行ってきました。

今回の補正予算案では、国の支援が令和6年12月から段階的に引き下げられていることを踏まえ、県としても支援を段階的に縮小しながら今年の3月末まで継続したいと考えています。補助率は今年の12月から1月分までを2分の1、2月と3月分を3分の1に縮小します。

燃料1リットル当たりの補助単価上限は、昨

年の12月から1月分までをガソリン・軽油13円、LPガス3円、2月と3月分をガソリン・軽油9円、LPガス2.5円とします。4月以降の支援については、国の動向を見極めながら対応を再度検討する予定としています。

続いて、資料の4 ページを御覧ください。

貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業費3億184万7千円の増額です。県内の物流を支えるトラック運送業においては、時間外労働の上限規制が導入され、ドライバー確保が喫緊の課題となっています。

ドライバーの確保に向けて、待遇改善や賃上げにつながる経営基盤の強化が必要であるため、国では、多重下請構造の是正や標準的運賃の普及・浸透に向けた実態調査等を行うとともに、物流の適正化に向けて荷主や元請事業者の悪質な行為を是正するため、トラックGメンの執行を強化するなどの取組を行っています。これに加えて、県としても荷主との価格交渉に臨む事業者への支援金の給付や政労使会議を通じて、価格転嫁の促進をサポートしてきたところです。

現在、3割近くの事業者で転嫁が進んでいましたが、依然として他の業種と比べると低調な状況が続いています。こうした現状を踏まえ、さらなる価格転嫁の実現に向けて交渉に積極的に取り組む事業者に対し、改めて支援金を給付することでドライバーの確保を後押しします。

支給金額は大型トラック1台当たり4万5千円、大型トラック以外は1台当たり2万2,500円、1事業者当たりの上限は225万円になります。支給対象は、県内に事業所を有する運送事業者のうち、中小企業である520社を対象とします。支給要件は、荷主との価格交渉に説得力を持たせ、価格転嫁の成功を後押しするため、国土交通省等が示す原価計算要領や原価計算シートに基づいて、書面により荷主と価格交渉を行い、交渉記録等を提出することとしています。

続いて、資料の2 ページに戻っていただき、交通政策企画課の欄の一番下、公共交通EV車両導入支援事業費6,295万円の減額です。これは当初の見込みより事業者のEV車両等の

導入が進まなかったことから、実績にあわせて減額するものです。

続いて、地域交通・物流対策室関係の繰越明許費について説明します。資料の6ページをお開きください。

赤枠の上から3番目と4番目、さきほど説明した地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費と貨物自動車運送環境改善緊急支援事業費です。これらの執行については、事務の都合上、翌年度に繰り越し、事業を執行することとしています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

守永委員 さきほどの説明の中で、水しぶきのモニタリングができなかったとありましたが、この6ページですね、定期運航ができなかったからモニタリングできなかったとのことですけど、水しぶきそのもののモニタリングをするのに、定期運航させる必要があるのかどうか。何回も訓練をして、周遊便もできたので、そういった機会を利用してモニタリングできるのではないか、その辺の理由を教えてくださいと思います。

それともう1点、EVの導入が進まなかったとの説明がありましたが、具体的に進まなかった理由がどこにあるのかを教えてくださいと思います。

幸野交通政策企画課長 水しぶきの影響のモニタリング調査ですけど、就航する前の1年間、現在の状況で水しぶきが近隣にあるのかを1回調査しています。その後、定期就航してからの影響で、どのくらい水しぶきの状況が変わったかを調査するのが今回のモニタリングの目的だったんですけど、守永委員のおっしゃるように今年は訓練の段階から調査はしていました。ただ、訓練が本格化したのが1年経たなかったもので、契約して訓練からずっとやっているんですけど、それが年度内に完了しなかった。そこで来年まで引き続いて訓練でも調査して、その後も定期就航してからもまた1年間調査する、そういった調査の仕方になっています。

田原地域交通・物流対策室長 EVバス・タク

シーの導入についてお答えします。当初の予算要求ではバス3台、タクシー12台の予定でしたが、実績はバス1台とタクシー5台の予定に現時点ではなっています。なぜ導入が進まなかったかですが、やはりまだ価格が普通のバスやタクシーに比べて高いことで、国や県の補助金があって大体普通のバスやタクシーと同程度の価格にするスキームになっているので、まだ導入の効果がはっきり見えてこないことで、ちょっと事業者がためらったのかなと考えています。今年度、EVバス1台を大分バス株式会社が導入したことにより、早ければ今月から来月ぐらいから走るので、その状況を見て、また新たに導入する事業者が増えていくことを期待しています。

守永委員 ありがとうございます。定期運航が始まってから、またモニタリングをすることで結局、定期運航の状態でどういった差があるのかという形になるのか思うんですけど、それは結局、満席にしたときの重さによる影響がどのくらい出てくるのかなと思っているのですが、別府湾周遊ではなかなか満席にならない状況があるのか、その辺をまた教えてください。

それとEVの導入に関しては、バスが1台導入されたので、その導入の効果を見ながら他の会社も判断することになるのでしょうか、是非それがはっきりと見えるように、事業の効果の測定もやっていただけるものと思ってよろしいのでしょうか。

幸野交通政策企画課長 水しぶきのモニタリング調査ですけど、満席ということより定期で毎日数便が出たり入ったりすること。それが訓練では回数が非常に限られてくるので、毎日定期で出たり入ったりする状況を見たいのが定期就航後の調査の意図です。しかし、回数が少ないとはいえ、訓練時でも影響があるのかを見たいので、訓練時からモニタリング調査をしています。定期就航したらその1年間しっかりとその便数の影響を見たいということです。

麻生委員長 周遊等の状況も答弁を。

幸野交通政策企画課長 周遊に関しては11月30日から始めて、現時点で2,900人弱

が不定期周遊に乗っていると伺っています。現在80席全てが満席になる状況ではありませんけど、これからPR等をしながら周遊の座席がもっと埋まるような取組をしたいと事業者から聞いています。

田原地域交通・物流対策室長 導入されるEVバスにおいては、大分バスからEVバスだと分かるように、県民にアピールできるような形で走らせると伺っています。EVバスだとPRしていただき、またそれを見た他の事業者が導入に努めていただける形でPRを兼ねていることもあるので、その辺から県と市でも後押ししていきたいと考えています。（「ありがとうございます」と言う者あり）

阿部副委員長 5ページの地域活力づくり総合補助金、これは毎年ある予算枠の中で消化できていない状況が続いていますけど、私の地域では、総合補助金は非常に柔軟に対応してくれて助かっている部分もあるんですね。反面、さきほど言われたように通常の団体で負担が5割、市町村がやろうとしたときは3割しか補助金が出ない状況です。全体の枠の中で地域の団体と市町村とで、どれくらいの割合で使われているのかを聞きたいのですが。それと一つの事業をやったときに、同じ事業を次の年にまたできるのかを聞きたいんですけど、そこら辺を2点。

工藤おおいた創生推進課長 すみません、ちょっと補助事業者の市町村と民間というのが手元にないので、また後でお持ちします。

継続事業が補助をもらえるかですが、基本的には継続事業は対象外としているので、同じ事業であっても新しい要素の部分は支援していますけど、同じものは基本的に補助対象にしません。

阿部副委員長 やはりそこはですね、単発で終わるのが地域の団体としてはどうかと。せめて2か年ぐらいは継続して助成してもらえるとありがたい。それと、さきほど補助率を上げると言われたけれども、どれくらい上げるのか。市町村に対しても3割から、例えば5割に上げるのか。これを教えてください。

工藤おおいた創生推進課長 具体的に新たに設

ける地域未来創造枠は市町村が2分の1、今3分の1のところは2分の1ですね。民間の事業者は今2分の1のところは3分の2でと考えています。次年度への事業継続については、ちょっとまた引き続き検討したいと思います。（「是非お願いします」と言う者あり）

嶋委員 ホーバークラフトの本来目的での早期運航を願っていますが、このホーバークラフトの操縦席が雨漏りしていたと聞いています。船の修理は運航を担う大分第一ホーバードライブ株式会社の負担だと承知していますが、ホーバーそのものは大事な県有財産、県民の財産です。雨漏りしていた船は3隻のうち何隻あるのか、大事な県民の財産ですから、我々も知っておく必要があると思います。お知らせいただけますか。

幸野交通政策企画課長 操縦席の雨漏りに関しては、私共も3隻のうち何隻かというのは——正確には後ほど説明しますが、1隻はあったと聞いています。その1隻の操縦席の雨漏りに対して3隻全部をチェックして、運航事業者もそうですけど、造船者のグリフォンホバーワーク社で修繕を行って、その対応を行ったと伺っています。県民の貴重な財産なので、そういった船の不具合などは早急に対応して、すぐに直したいと考えています。

嶋委員 製造元に責任があったということですか。そもそも雨漏りしていたんですか。

幸野交通政策企画課長 雨漏りもいくつか形態があって、最初に操縦席であったのは造船者の責任で修理していただきました。その後、空調の部分などいくつかあって、それを運航事業者が修繕したり、造船者がしたりとそれぞれ対応すべき方がした形になります。（「そうですか、分かりました」と言う者あり）

福崎委員 まず1点が、さきほどのEVバスです。EVバスやタクシーを導入する県としての目的、メリットがあると思うんですね。EVバスを運行していることをPRすれば増えていくという問題じゃなくて、県としてこれを入れることによって、こういった効果、どういことを事業者に対して求めているのかをはっきり

させて、その上で進めていかなければならない。こんなにバス3台とタクシー12台の予算を持ってしてもバス1台とタクシー5台にしかならなかった原因ですね、事業者として入れるメリットが何もないんじゃないかと。バス1台も無理やり入れているのではないかという気がします。

持つことによって負担が相当あるのか、そこら辺をしっかりとバス事業者に聞いて、そこをしっかりと分析した上で進めていかないと、漠然として進まないんじゃないかと思うんですよ。だから県として、なぜこれを進めているのかを明確にして、事業者理解していただきながら運行していくことが大切だと思うので、そこら辺はしっかりとやっていただきたいと思います。それについてどう思っているのか。

それとホーバーについて、水しぶきの調査だと。水しぶきの調査をして、結果的に何を求めていくのか分からないですね。水しぶきの調査をした結果、近隣の住宅に水しぶきが相当あたって、塩分によって被害を受けることがあるのか、そのために調査するのか。それとも駐車している車とかに影響があるのか。何のために何年もかけて水しぶきの調査をするのかが分からないと、そこまでお金をかける必要があるのか、それをお聞きしたいと思います。

田原地域交通・物流対策室長 質疑ありがとうございます。EVバス導入の目的ですけど、やはり二酸化炭素の排出削減、環境保全が一つ大きな目的ですし、また現在支援をしているように燃料高騰の状況の中、EVに変えることで燃料費の削減を行うことの2点で導入を進めていますが、やはりまだスケールメリットがないこともあって、1台、2台導入するぐらいで、どこまで大きなメリットがあるのかを事業者がまだ決めかねていると考えています。どんどん台数が増えていくと維持管理にかかるコストも減っていくので、小さいですが少しずつ導入を後押ししていきたいと考えています。

幸野交通政策企画課長 西大分にホーバー基地を造って、あと国東側にも航走路があります。ホーバークラフトを運航するときに巻き上がる

水しぶきに対して、地域で説明をしたときに騒音と並んで水しぶきの影響について不安の声をいただいています。それで水しぶきの中に含まれる塩分について、長期間にわたって曝露がどのくらいあるのかを調査するものになっています。塩分に関して環境基準がありませんが、それが相当程度の量を超えれば、やはり対応が必要になるかもしれないので、地域にどのくらいの飛沫の状況が入っているのかを調査することを目的として予算を計上しています。

福崎委員 まずバスですけど、進めていこうとするならば、この支援の枠をもっと広げるとかしないと、進まないと思うんですよ。この程度でいいやとやっていたら全然進まない。これは進めていかなければならない大きな問題ではないのかと思うので、もう少し事業者が導入しやすいように支援の拡充を検討していただけたらと思います。

それからもう一つの水しぶきですけど、これまでに調査した中で、定点における被害はおおむね想定できる場所がないかと疑問に思っていて、そういう地域説明の中で水しぶきの不安に対する問題や出た意見に対して解決できていないのか。今時点でも解決できないものなのかどうか、ちょっと分からない。空港側に水しぶきの影響を受けるくらいに家があったかなと、駐車している車には影響があるのかなとも思うし、大分側もそんなに気になるのかなと。（「むちゃくちゃあるよ」と言う者あり）どんな問題がむちゃくちゃあるのか教えてもらいたいですね。

田原地域交通・物流対策室長 また、来年度もEVバスの導入事業については行っていくことにしているので、どのような形にすれば事業者が使いやすいかをバス事業者と意見交換を行いながら取り組んでいきたいと思っています。

幸野交通政策企画課長 もともと最初の1年間、ホーバー就航前の1年間でも、海沿いということでやはり塩分飛来はあって、それはある程度これまでの生活の中で認容されてきたのだと思いますけど、それがホーバークラフトの就航によって、その度合いがどのくらい高まるかを今

調査しています。まだ結果が出ていないので、これからになりますが、その可能性を探りたいということです。

麻生委員長 よろしいですか。（「委員長が答えるのかな」と言う者あり）後で教えるわ。

ほかにありませんか。

岡野委員 すみません、2ページのおおいたふるさと納税推進事業費に関してなんですけど、さきほどの話では、今年は個人版も企業版もかなり伸びたのは非常に良いことだと思いました。ただ、この約3億円という補正の部分で、現時点の目標金額、来年度をどう設定しているのか。具体的に3億円がどう使われて、それがどう伸びていくのかを教えてくださいませんか。

工藤おおいた創生推進課長 今年度については、一応5千万円という目標でやってきました。来年度の予算では1億円としています。今回は企業版に大口の寄附が来たので、大幅に増えたと認識しています。どうしても企業版は年によって前後する要素があるかなと思っています。

大口については、カーボンニュートラルに向けた森林の再造林事業に充ててほしいと用途が決められています。

岡野委員 ありがとうございます。なので、この3億円をプラスすることで、これをどう使って成果を出していこうと考えているのかを。

工藤おおいた創生推進課長 個人版については、大分県の場合は使途を子ども子育て支援かNPO支援のどちらかを選んでいただいています。企業版については、企業がこのプロジェクトに充ててほしいと指定するので、さきほど言った大口は再造林事業でしたけど、このほかは例えば大分トリニータの関連に使ってほしいとか、出合いの応援事業に使ってほしいとか、宇宙関連のプロジェクトに使ってほしいとかで様々です。その企業が大分県のこのプロジェクトに使ってほしいと指定して寄附するのが、企業版のふるさと納税の制度となっています。

岡野委員 すみません、使途ではなくてこの事業費の使い道というか、これをどういった事業者を新しく選定して、事業をするのかとか、そのところを聞きたかったのですが、そういう

ことではないんですか。

麻生委員長 ちょっと違うかな。（「違うんですか」と言う者あり）

工藤おおいた創生推進課長 すみません、御質疑の趣旨は（「推進事業費、このふるさと納税推進事業費の」と言う者あり）この推進事業費はいただいた寄附金を基金に積み立てるものでして（「積み立てるということですか、すみません勘違いでした。ありがとうございます」と言う者あり）

佐藤委員 5ページの繰越しの関係で、さきほどの県立総合文化センターの機能向上の分です。ピアノの調律等で繰越しだと言われましたが、申し訳ないんですけど、センターにピアノがどのくらいあって、この金額が全てその分なのかどうか。

宮成芸術文化振興課長 センターにはグランシアタと音の泉ホールがありますけれども、全部で6台ピアノがあります。この繰越しで今回お願いしている分は、そのうちの1台です。ほかの分はもう既に終わっています。

佐藤委員 1台で450万円の調律なんですかね。

宮成芸術文化振興課長 これはスタインウェイ社製のピアノが、全国の主だったホールで必ず置いてある非常に高価なもので、もともとは3千万円とかするものです。これをオーバーホールといって完全な分解をして、一から組み直すことをやろうとしています。と言いますのも、平成10年のグランシアタができた時からずっと使っていて、調律等の日常のメンテナンスはずっとやっているんですけど、それでもやはり経年劣化によっていろいろな不具合が少しずつ出てきているので、それを今回一から組み直して改善をしようとしています。

佐藤委員 分かりました、ありがとうございます。やはり総合文化センターの機能向上、県の中心となる音楽施設ですから、そこら辺はしっかりやっていただきたいと思いますし、今後また必要な予算があれば、獲得をお願いしたいと思います。

麻生委員長 私から1点指摘と1点質疑します。

まずホーバークラフトに関して、大分空港と大分市内の海上アクセスを目的としてホーバークラフトを建造したわけですが、そのきっかけとなったのは大雪が国東市に降って、飛行機は飛ぶけど大分市からは空港に行けない、そこが起点にあったかと思います。今年も雪が降る時期に、もうホーバーはあるけど何とか県民の皆さんに安心を伝えるため、ホーバーをその時だけでも就航できるような努力のあとが見られなかった。本来の目的、県民の理解を得た目的に対して、もし雪が積もった時にも大丈夫ですよと。この週末も霧がかかって飛行機が降りられなかったにもかかわらず、そういう状況で高速道路が止まってもホーバーは行けるわけですから、そういう努力というか、県民に見せるだけでもそういった取組をしてほしかったなど、これは指摘として申し上げたいと思います。

それから、貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業費に関連して、なかなか価格転嫁が荷主との価格交渉がうまくいっていない。それに対して実績を勘案しながら、今回補正をするということですが、大分県のよろず支援拠点に価格転嫁サポート窓口を設置しているわけです。そういった実績が、この業界はまだ3割に満たないとありましたが、そういったよろず支援拠点に設置された窓口との連携は、今回の事業化に向けた中でどのように実態把握をして、このような形で成案を得て上程されたのか、その辺りについて伺います。

田原地域交通・物流対策室長 ありがとうございます。よろず支援拠点との連携ですけど、この事業とよろず支援拠点は直接関係がありませんが、よろず支援拠点とは連携して荷主向けのセミナーの開催とか、あとはトラック協会への勉強会ですとか、そのような形でトラック業界での荷主転嫁に向けた取組を足並み揃えて行っているところです。

麻生委員長 こういった政策、成果の上がる政策作りに対して、所管が商工観光労働部とはいえ、横串が全く刺さっていないことを強く指摘し、改善を求めていると思います。

それでは、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかにないので、これで質疑を終了します。なお、本案の採決は総務部の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、以上をもって企画振興部関係の審査を終わります。執行部は、お疲れ様でした。

ここで執行部が入れ替わるので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔企画振興部退室、各局入室〕

麻生委員長 これより各局関係の審査に入ります。

まず、第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、各局関係部分について、会計管理局から順次、説明をお願いします。

馬場会計管理者兼会計管理局长 令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、会計管理局関係について説明します。会計管理局の総務企画委員会資料2ページを御覧ください。

歳出予算の総括表ですが、表の左から3列目、補正予算案（B）を御覧ください。上から4行目の事業費計①が5,899万6千円の減、その下の行、人件費②が225万4千円の増で、合計（①+②）で5,644万2千円の減額です。

事業費のうち主なものについて説明します。4ページを御覧ください。

上の赤い枠囲みの中ですが、事業名欄の上から二つ目、財務会計システム更新事業費が1,114万1千円の減額です。これは、財務総合システムの機能追加について、業務効率化の観点から仕様を見直し、次年度に変更したことによるものです。

その下、用度管財課の会計管理費が1,907万7千円の減額です。これは、公用車の購入費が入札の結果、見込みを下回ったものです。

その下、第7目財産管理費です。下の赤い枠囲みの一番上、用度管財課の県庁舎管理費が2,410万6千円の減額です。これは、県庁舎本館及び新館の光熱水費が見込みを下回ったことなどによるものです。

次の5ページをお願いします。

第8目県庁舎別館及振興局費です。赤い枠囲みの用度管財課の県庁舎別館管理費が365万2千円の減額です。これは、県庁舎管理費と同様に、県庁舎別館の光熱水費が見込みを下回ったことなどによるものです。

小石議会事務局長 議会事務局関係について説明します。議会事務局の資料2ページを御覧ください。

議会費全体の補正額は、右肩にあるように2,353万6千円の減額です。費目別の内訳です。第1目の議会費は、補正予算額欄にあるように1,608万4千円の減額です。

主なものについて説明します。資料中ほどの事業名欄の一番上、議会運営費の1,412万4千円の減額は、海外調査費の未執行等によるものです。

続いて、第2目の事務局費は補正予算額欄にあるように745万2千円の減額です。事業名欄の給与費990万8千円の減額は、職員の給与実績が見込を下回ったことによるものです。

その下、事務局運営費245万6千円の増額は、人事委員勧告による会計年度任用職員の報酬・手当の増額等によるものです。

倉原人事委員会事務局長 人事委員会事務局関係について説明します。人事委員会事務局の資料2ページをお開きください。

人事委員会事務局の補正予算額は、左から三つ目の補正予算額欄の一番下に記載しているとおり136万9千円の減額となっています。

内訳について、ページ中ほど事業名欄の一番上、給与費186万4千円の減額は、人事異動に伴う職員構成の変更によるものです。

一つ下の事務局運営費49万5千円の増額は、会計年度任用職員の報酬等の増額によるものです。

河野監査委員事務局長 監査委員事務局関係に

ついて説明します。監査委員事務局の資料2ページをお開きください。

監査委員事務局関係の補正予算額は、右肩にあるように537万3千円の減額となっています。

まず第1目委員費は、左から3列目にあるとおり54万円の減額です。内訳は、中ほどの事業名欄の給与費の減額6万4千円と、旅費や交際費などの監査経費の減額47万6千円です。なお監査経費については、県議会議員から選任された議選委員の自宅から県庁までの交通費が予算を下回ったこと等により減額したものです。

その下の第2目事務局費は483万3千円の減額です。内訳は、事務局の課長級職員の退職に伴い、給料や管理職手当が減額したことなどによる給与費の減額218万1千円と、旅費や使用料及び賃借料などの事務局運営費の減額265万2千円です。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、これで質疑を終了します。なお、本案の採決は総務部の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、これで各局関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

ここで執行部が入れ替わるので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔各局退室、総務部入室〕

麻生委員長 これより、総務部関係の審査を行います。

まず、渡辺総務部長から発言の申出があるので、これを許します。

渡辺総務部長 説明に先立ち、私から一言申し上げます。

このたび、職員が職務に起因して亡くなられたことによる損害賠償請求訴訟の和解について、今定例会に関係議案を追加提出しています。改めてこのような事案が起きたことに対し、御遺族並びに県民の皆様方、そして県議会議員の皆様方に心からお詫び申し上げます。

県として御遺族の思いを重く受け止め、職員の勤務時間の適正な管理を徹底するとともに、職員一人一人にしっかりと目配りしながら、風通しの良い職場環境づくりに努めていきます。

後ほど、人事課長から議案の説明をしますので、よろしくお願いします。

麻生委員長 それでは、付託案件の審査を行います。

まず、第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、総務部関係部分について執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入など全般的事項と総務部関係の歳出について説明します。総務部の総務企画委員会説明資料2ページをお願いします。

まず、全般的事項についてです。資料の冒頭にあるように、この補正予算案では国の補正予算を積極的に受け入れ、物価高騰対策や人材確保、農林水産業の成長産業化の取組を強化するとともに、災害に強い県土づくりを加速します。あわせて、県制度資金貸付額や災害復旧費等の減及び歳出不用や節約など、事業執行に応じた所要の補正を行います。

補正予算案の額は、1補正概要にあるとおり44億8,557万3千円の増額であり、補正後の累計は7,216億4,693万2千円となります。このうち国の補正予算関連は、その下にお示ししているとおり367億2,992万7千円となっています。

歳入の主な内訳をその下に記載していますが、7ページからの資料で説明します。7ページをお願いします。

まず第1款県税についてですが、右から2列目の補正額欄にあるとおり70億円の増額となります。これは、第1項県民税が株価の上昇に

伴う株式等譲渡所得割の増加などにより21億5,342万5千円、第2項事業税が円安などを背景とした好調な企業業績などにより15億5,022万8千円、また第3項地方消費税が物価上昇の影響などにより31億2,823万円増加したことなどによるものです。

次の8ページをお願いします。

中ほどの第2款地方消費税清算金20億7,299万円の増は、本県同様に全国ベースの地方消費税も増加したことにより、他の都道府県から受け入れる清算分が増額となるものです。

その下の第3款地方譲与税34億3,900万円の増は、国の特別法人事業税の増加により、国から配分される特別法人事業譲与税が35億5千万円増加することなどによるものです。

続いて、9ページ上から二つ目の第5款地方交付税40億5,047万2千円の増は、原資となる国税収入の増加に伴い再算定が行われ、先の国の経済対策において追加措置されたことによるものです。

次の10ページをお願いします。

中ほどの第9款国庫支出金57億248万5千円の増は、国土強靱化関連の公共事業や重点支援地方交付金など、国補正予算の受入れなどによるものです。

次の11ページ、上から二つ目の第12款繰入金95億3,743万円の減額は、県税や交付税等の増収及び執行段階での節約等により、財政調整用基金を19億円、県有施設整備等基金を約23億円、おおいた元気創出基金を約33億円、繰り戻すことなどによるものです。

その下の第14款諸収入144億6,640万1千円の減は、県制度資金の融資実績の減等によるものです。

続いて12ページの第15款県債37億円3,300万円の増額は、さきほどの県税の増収などにより、退職手当債などの発行抑制を行ったほか、国の補正予算における公共事業の受入れ等に伴い、増額となるものです。

今回の2月補正を加味した財政調整用基金及び県債の残高については、次の13ページを御覧ください。

赤枠の中に記載しているとおり、財政調整用基金の令和6年度末残高は目標330億円を上回る331億円を確保できるものと見込んでいます。また、県債残高については約1兆639億円となり、その下の臨時財政対策債等を除いた残高は約6,137億円と、目標である6,500億円を下回る見込みとなっています。

以上が歳入を含む全般的事項についてですが、引き続き、総務部関係の歳出について説明します。14ページを御覧ください。

総務部歳出予算総括表の中ほど、補正予算案(B)の一番下の合計(①+②)欄にあるとおり、総務部の補正額は68億8,824万5千円の増額となっており、これに既決予算額(A)を加えた累計額(A)+(B)は1,967億9,292万8千円となります。

このうち、主な事業を説明します。15ページをお願いします。

第2款第1項総務管理費の第1目一般管理費についてです。事業名欄の上から六つ目、指定管理施設等運営対策費6,744万1千円の増額は、令和6年度の人事委員会勧告を踏まえ指定管理委託料の増額を行うものです。

次の16ページをお願いします。

第2款第3項徴税費の第2目賦課徴収費についてです。事業名欄の一番上、県税事務運営費5億6,090万8千円の増額は、法人二税等の還付金及び還付加算金が見込を上回ったことなどによるものです。

続いて、17ページをお願いします。

第12款第1項公債費についてです。表の右肩にあるように12億7,442万7千円の減額です。これは、第1目元金が県債の発行額確定等により1,647万1千円の減、また第2目利子が借入利率の確定に伴い11億5,230万9千円の減となったことなどによるものです。なお、公債費関係は次の第43号議案大分県公債管理特別会計補正予算の際にも説明します。

次の18ページをお開きください。

第13款諸支出金第1項第1目積立金についてです。事業名欄の上から2番目、減債基金積

立金27億9,401万2千円の増額は、国の経済対策で措置された臨時財政対策債の償還基金の積み立てなどによるものです。

次の19ページの第2項地方消費税清算金から26ページの第9項環境性能割交付金までについては、税收の増加に応じて所要の補正を行うものです。

続いて、繰越明許費について主なものを説明します。27ページをお願いします。

第2款総務費第1項総務管理費の県有財産総合経営推進事業費は5億996万円の繰越しを追加するものです。これは、別府総合庁舎建替事業において、地盤改良工事の工法変更の必要が生じたほか、地下埋設物への対応に不測の日数を要し、年度内に予定していた出来高の達成が困難となったことによるものです。

次に、債務負担行為補正について説明します。次の28ページをお願いします。

(2) 変更の1自動車税種別割納税通知書作成等業務委託料は、入札により契約額が確定したことから変更をお願いするものです。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

佐藤委員 すみません、補正予算の分で歳入の関係です。県民税の説明の中で、さきほどちょっと聞き漏らしたんですけど、株式云々という話があったんですが、それをもう少し詳しく教えていただきたい。

ちょっと年度がずれるかもしれませんが、通常、県民税が上がれば地方交付税が下がるんじゃないかと思いますが、それでまた地方交付税が40億円増というのは。中でのやり取りがあるかもしれませんが、それを詳しく教えてください。

岩男税務課長 株式の譲渡所得割の件についてお答えします。

こちらについては、株の取引をしたときに収益が出た場合、国税と合わせて20%の課税がされます。令和6年度の株価の推移ですが、1月から年末にかけて3万3千円から3万9千円代まで大きく値上がりしています。さらに年度

途中では4万円を超える時期もあって、この株価上昇で株を取得した方が株の売却をしたことでの課税が非常に大きくなったということです。

小野財政課長 県税収入と地方交付税の関係についてのお尋ねです。

佐藤委員がおっしゃられるように、一般的に財政の需要額が同じ場合に、県税収入が増えた場合について、その分の地方交付税が減額される仕組みになっていますが、財政需要額自体が増えた場合については、県税収入が増えて、さらに交付税が増える場合もあります。

今回の交付税の増額については、原資となる国税収入が増加して、例えば所得税の場合だと33.1%が交付税の原資として組み込まれるわけですが、その増収分について臨時財政対策債、これは過去から発行してきているけれども、その分の令和7年度と8年度の償還分に充てるように一度交付するので、積み立てて7年度、8年度で使うようにと算定が行われた結果、増額になることになっています。

佐藤委員 ありがとうございます。まず株の方ですけど、結局これは県民の皆さんが取り組んだ、個人——団体とか企業とかもあるのかもしれませんが、それとの総合という意味ですか。

岩男税務課長 こちらについては、個人の県民税と法人の県民税もあります。両方合わせてカウントしていただければと。個人県民税という括りで言うと、個人の県民税だけになりますが、法人もやはり株式等をやっているので、その分については法人県民税というまた別の税目があって、こちらの括りになります。

佐藤委員 もう一つ、さきほどの地方交付税の話ですけど、それじゃたまたまと言ったら言葉が悪いけど、国の再算定がちょうどこの時期にあたったからとの理解でよいですか。

小野財政課長 最近、国税収入の増加があって今回はそういう増加があった。一昨年もそういう再算定がありましたが、これは毎年あるものではなくて、国税収入の増がある場合に限って再算定が行われることになっています。

麻生委員長 よろしいですか。（「はい、ありがとうございます」と言う者あり）ほかにあり

ませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに質疑もないので、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した企画振興部、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び総務部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議なしと認めます。本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第43号議案令和6年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第43号議案令和6年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）について説明します。お手元の令和6年度補正予算に関する説明書を抜粋した総務企画委員会資料の29ページをお開き願います。

今回の補正予算額は、総括表の左から3列目にあるように12億4,277万5千円の減額で、既決予算額からこれを減じた累計は1,238億1,989万3千円となります。

その内容ですが、次の30ページをお願いします。

上から二つ目、第1款公債管理費第1項公債費第1目元金ですが、補正予算額は1,647万1千円の減となっています。これは、臨時財政対策債の今年度の発行額が減少したことに伴い、元金償還額が減少したことなどによるものです。

その下の第2目利子についても11億4,330万9千円の減となっています。これは、今年度発行した県債の借入利率が想定を下回ったことなどによるものです。

その下の第3目公債諸費については、借換債を証券発行方式で借り入れた場合に必要となる経費ですが、証券での発行額が当初の見込みを下回ったことなどにより8,299万5千円の

減となったものです。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案大分県部等設置条例の一部改正についてですが、本案については、関係する商工観光労働企業委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 第15号議案大分県部等設置条例の一部改正について説明します。資料の31ページを御覧ください。

来年度の組織改正に向けて、部の分掌事務の移管に関し、所要の改正をお願いするものです。改正理由及び内容は、デジタル社会の実現に向けた政策を総合的に推進するため、情報化の推進に関する事務を商工観光労働部から総務部に移管したいので大分県部等設置条例の一部を改正するものです。

具体的には、商工観光労働部のDX推進課を総務部の電子自治体推進課に統合し、総務部にデジタル政策課を新設するものです。なお、施行期日については令和7年4月1日としたいと考えています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 私から、先般の台湾プロモーションで行ってきた際に、台湾のデジタル革命というか、とても進んでいると痛感しました。

オードリー・タンさんの足跡を見てきたような気がしたんですが、担い手不足にもかかわらず図書館では本の貸し借りが24時間できて、

コンビニでも貸し借りができる。あるいはマイクロソフト認定学校でICT教育をばりばりやっているのを見た中で、やっぱりこういう組織体制も大事だけど、やはり総統がオードリー・タンさんを任命した、またそれを受け入れた政府とか社会全体の寛容性を痛感して帰って来たので、今回の組織改編とともに外部人材の登用も含めた人事にも非常に注目しています。そのことは知事にもよく伝えていただいて、じっくりと熟慮して、成果が出る形を求めていると思います。部長、何かありますか。

渡辺総務部長 本当にデジタル革命という部分については、もう麻生委員長がおっしゃるとおりだと私も痛感していて、まず人材の育成は本当に大事だと思っています。そのためにどうすればいいのか。今、委員長が言われたような考えも一つの方法だと思っているので、いろんな選択肢を見ながら、しっかりデジタル革命ができるような人材育成に努めていきたいと思っています。

麻生委員長 ありがとうございます。皆さんよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について商工観光労働企業委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第56号議案損害賠償請求に関する和解をすることについて、執行部の説明を求めます。

三浦人事課長 第56号議案損害賠償請求に関する和解をすることについてですが、説明に入る前に、皆様にお願ひがあります。

本件は職員が職場内で自死した事案ですが、今回の和解にあたり、御遺族から実名での公表は控えてほしいとの強い要望があったので、本

日の説明では、亡くなられた職員あるいは御遺族という表現としますので、議員の皆様には御了承いただくよう、お願いします。

それでは議案の説明をします。資料の３２ページを御覧ください。

本議案は、大分県職員が公務に起因して死亡したことによる損害賠償請求訴訟について、このたび和解をすることとし、今定例会に関係議案を追加提出することとしたものです。

１事案の概要ですが、亡くなられた職員は福祉保健部福祉保健企画課で、主に課の予算・決算業務を担当していました。平成３０年６月１０日の午前０時すぎに、執務室内で意識のない状態で発見され、同日お亡くなりになったものです。

その後、令和元年６月４日に御遺族から公務災害の認定請求があり、令和３年５月１３日付けで公務災害の認定がされています。同年１０月１１日に御遺族から大分地方裁判所に損害賠償を求める訴訟が提起されました。これまで裁判所による審理が行われてきましたが、昨年１０月２３日に裁判所から和解勧誘があり、先月７日に裁判所から提示のあった和解条項案に、御遺族も応じる意向を示されたので、こちらとしても弁護士と協議を重ね、このたび議案を提出するものです。なお、和解の成立は議会での議決をいただいた後となります。

２和解の相手方については、亡くなられた職員の御遺族となります。資料中段の３和解条項（案）の概要については記載のとおりですけれども、和解として県が御遺族に９千万円を支払うこと、あるいは県において再発防止に努めることが和解条項とされています。

なお、その右の中段の枠囲みにローマ数字でⅠ、Ⅱとありますが、裁判所から今回提示された和解金９千万円については、右側のⅠにあるとおり公務災害が認定されて既に支払われた３，７２７万８，１８０円のうち、給付趣旨が重複する逸失利益部分については、下の表のⅡにある損害額①のところの合計額が１億２４３万３千円とありますが、そこから減額調整したもので９千万円となっています。この和解案と和解

金に係る補正予算案の２議案を、今定例会に追加提案しています。

続いて、一番下の４再発防止に向けた取組について説明します。まずは、平成３０年８月に勤務時間管理システムを導入し、職員の勤務時間を適正に把握できる環境を整えました。

また、ＩＣＴの活用による業務の効率化にも取り組んでおり、中でも本年度から本格稼働した財務総合システムでは、これまで職員が手作業で行っていた決算業務の各種仕分けを自動化することができるようになっており、今後は担当者の負担軽減に資するものではないかと考えています。

職員の健康管理対策としては、平成３１年４月から長時間勤務を行った職員等に対する産業医面談の対象を拡大するとともに、ストレスの値が高い職員については保健師等がケアを行い、メンタル不調者の早期発見・早期対応に努めています。

このように様々な取組を行ってきたところですが、まだ十分ではないと考えており、今後も足を止めることなく対策に取り組んでいきます。具体的には、大分県庁働き方改革基本方針の中で、より具体的な取組を盛り込むことを考えており、例えば予算・決算業務の担当者が集まって話し合いながら作業を行うことで、職員が孤立することなく相談できる環境をつくるなど、実効性のある取組を随時取り入れながら、さらなる改善を図っていきたいと考えています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

守永委員 この案件に関しては、どういう和解内容かというのは、もう法的に決まったことから問題はないと考えていますけど、やはり御遺族の方々が望んでいる、繰り返し起こさないことを徹底していかなければならないと思います。

やはり管理責任者として、こうやって取り組んでいこうとするのにあわせて、職員一人一人が自分のメンタルヘルスも含めて、健康管理そのものがしっかりできる、そういった啓発も重

要だと思います。無理をしてなんとか間に合わせたい、それで一人で苦勞するケースやどうしていいかわからないけれども誰も教えてくれない、そういう状況に陥ったときに、それにどうすれば手を差し伸べられるのか、差し伸べてもらえるのかをしっかりと全職員、そして新たに入ってくる人に対しても徹底をしていくことが重要だと思います。

どれだけ伝わったかが、なかなか測りづらいと思うんですけど、その点について何か具体的にこうしていきたいと考えていることがあれば教えてください。

渡辺総務部長 私からお答えします。

守永委員の言われることは、私も今回の案件があったことも含めて、非常にもう心に命じているところです。そうした中で、これまである程度、制度なりいろんな改善はかなりしてきましたが、これからも新しいものがあればどんどんやっていきたいと考えています。

ただ守永委員が言われるように、さきほど説明した今後の改善事例の一つで、予算・決算業務の担当者が集まって話ができる、相談ができるところを作りたいとの話をしました。本当に細かい改善ではありますけど、その人に直接着目したような取組をやっていきたいと思っています。

そういった意味で、基本方針に随時そういう取組を盛り込んで、もう小さい取組も含めて盛り込んで行きながら、コミュニケーションをしっかりと取って職員に寄り添えることをやっていきたいと考えています。

守永委員 コミュニケーションをしっかりと取るという面では、是非よろしくお願ひしたいと思います。特に職員一人一人の思いとして、超勤に対する考え方で、超勤をすると自分の能力がないと思われているんじゃないかと考える方がまだいるようなんですよ。

逆に自分の能力を誇張するため、いろんなことに手を広げてしまうとか、そういったことは人だからしょうがない部分もあるんですけど、それと健康管理とをしっかりと結びつけて、健康を維持しながら働くこと。必要な時に自分の

持てる能力をいかに発揮できる、そういった体調管理も意識付けていただき、健康に働ける体制を確保していただきたいので、よろしくお願ひします。

福崎委員 再発防止の中に長時間労働に対するインターバルの確保に向けて、しっかり取組まれているのだと思いますが、インターバルの確保について、どのようなチェックをして、どのように確保しているのかを少し教えていただきたいのですが。

三浦人事課長 インターバルについては、やはり決算ということであれば4月、5月、6月といった繁忙期について、特に夜遅くなった場合には、翌日はゆっくり出てきてよいと所属長からして、各班総括でもそういった目くばせしながらインターバルに留意した取組を進めているところです。

福崎委員 それって、職員の働き方改革基本方針や高度指針の中にちゃんとインターバルの確保が設けられて、しっかり設定されているんですか。それとも設定されずに努力義務みたいなもので上長の判断みたいなものでされているのか。

これは取りなさいじゃなくて、取らせないといけないと思うんですよね。この再発防止には、そこら辺がしっかりと上長がどうやって超勤に対する管理をしているのかが大切なのかなと。だから取っているのか、取っていないのかをしっかりと管理して、取っていないのであれば翌日なり2、3日後に休暇を取らせて、しっかりと休養することが大切なのかと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

三浦人事課長 福崎委員のおっしゃるとおりです。インターバルを取らせることが非常に重要ということで運用しています。今現在のところ、インターバルを取ることができるの形になっていて、必ず取らせるという体制までは整えていません。その辺は課題として、こちらとしても今後どのように取り扱っていくか考えたいと思います。

麻生委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかになれば、私から。これはせつかく若くして県庁に入って、これから将来がある方がお亡くなりになった。その親御さんからしたら、もういたたまれない重い案件だと認識しています。

今後のことで、さきほど説明のあった残業時間の減少とか、乖離時間の減少とか、常にそういった経年変化を数字でも把握して、きちんと議会にも報告していただく必要があるのかなと。そうした場合に、さきほど増員に関して残業が多すぎる職場については、必要に応じて増員するとか、あるいは応援配置をするという説明もいただいたのですが、増員をする基準であるとか、応援派遣する基準は何も示されていないんですよ。そういった部分も今後早急に調査研究して、何らかのものを作っていく必要もあるかと思うので、そのことを指摘しておきたいと思います。

あわせて少し視点を変えて、やはり公務員になった目的。そういった目的に応じて採用された皆さんにとっては、県民が喜ぶ成果。仕事を通じて成果があれば、成功体験に則って頑張れる部分もあると思うし、そういう中でのコミュニケーション能力であったり、風通しの部分であったりも改善されていくと思うので、やはり成果の出せる、県民が求めている行政の結果を出していくことこそが、一番重要ではないかと思っています。そういう意味で、やはり行政の真の目的というか県民が喜ぶ成果をどうやって出していくのか、なかなか今は閉塞感を打ち破っていくことが一番重要だろうと思うので、どうすれば成果が出せるかについても、風通しやコミュニケーションの中で検証していただくことも要望しておきたいと思います。部長、何かありますか。

渡辺総務部長 最初の増員や残業時間、乖離時間とその推移については、今もしっかり見ながらやって来ていますので、そういった中で増員とか応援をどういった基準でやっていくのか。ちょっと難しいのが、やはり一つ一つのケースが違う部分があって、例えばコロナのように一度にくる場合、さきほども言った児童相談所の

ようにじわじわと相談ケースが増えていく場合、それぞれのケースを見ながら一律の基準は少し難しいかと思うんですが、それでも我々はある程度のベースを持ちながら、例えば80時間以上の時間外勤務がどれくらい続いているのか、そういったところはしっかり見ながら対応していきたいと考えています。

そして成果が出せるという部分で、今回また人材育成確保方針ということで方針を新たにして、また今の人達は特に退職が多い。転職をしていく中で、そういった人達も含めた人材の育成の仕方をしっかりと考えていこうと思っているので、今の麻生委員長のお話もしっかり心に受けながらやっていきたいと思います。

麻生委員長 ありがとうございます。ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 それでは、以上をもって総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

委員の皆様は、このあと内部協議があるので、お残りください。

〔総務部退室〕

麻生委員長 これより、内部協議を行います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、事務局から3月21日の通常審査の委員会とお別れ懇親会の時間と場所についてお知らせがあります。

〔事務局説明〕

麻生委員長 それでは、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。